

試験負担金等算定基準

(平成29年度適用)

1. 試験負担金 (1件=1資材、1場所、1対象につき)

単位：円/件 (税抜)

試験区分		会員	非会員
農薬	薬効・薬害	290,000	370,000
	2倍量薬害	260,000	340,000
	官能検査	260,000	340,000
	土壌残留分析試料採択	210,000	290,000
	予備試験 (薬効・薬害、官能検査)	260,000	340,000
肥料および 土壌改良剤	品質収量調査必要	330,000	410,000
	品質収量調査不要	290,000	370,000
苗床資材 (親床、子床それぞれ)		250,000	330,000
本畑資材	品質収量調査必要	330,000	410,000
	品質収量調査不要	290,000	370,000
機械		260,000	340,000
乾燥	乾燥機、乾燥施設	350,000	430,000
	乾燥用資材	270,000	350,000
葉たばこ選別用蛍光ランプ (10本1ロット)		470,000	550,000

注1) 農薬の薬効・薬害試験は無処理、対照薬剤、供試薬剤2処理 計4区以内とする。

農薬の予備試験は、無処理区を含め4区以内とする。

2) 肥料および土壌改良剤、本畑資材以外で品質収量調査を必要とする場合は、1件につき4万円を加算する。

3) 喫味確認等、その他調査を必要とする場合は、1件につき1万円を加算する。但し、品質収量調査を必要とする場合は加算をしない。

4) 農薬の産地試験の委託耕作料は別途定める。

5) 初年度賛助会員については、会員負担金及び非会員負担金の中間額とする。

6) 農薬の予備試験の負担金については、試験内容により変更する場合がある。

2. 書類審査等手数料 (1件=1資材・1試験につき)

単位：円/件 (税抜)

区分	内容	会員	非会員	
理由書	A：公的機関等によるたばこでの新器材試験に準拠した成績書があり、有効性を判断できる場合	(1試験) 60,000	(1試験) 80,000	
	B：過去に当該業者が試験実施した資器材の仕様変更で、基本性能等に影響するが、技術説明書または現物確認により有効性を判断できる場合	(1資材) 60,000	(1資材) 80,000	
	C：過去の知見および技術説明書から判断し、有効性が明白な場合	(1資材) 60,000	(1資材) 80,000	
	D：提出資料から、付加資器材としてたばこ品質に影響が無いと判断できる場合	(1資材) 60,000	(1資材) 80,000	
農薬試験成績書審査	農薬試験成績書について、試験例数として有効な例数となる場合 (JT作成の試験成績、予備試験成績等)	(1成績書) 60,000	(1成績書) 80,000	
変更申請	基本性能に影響しない仕様変更の場合	(1資材) 40,000	(1資材) 50,000	
メーカー試験	自社で試験を行い、たばこでの新器材試験に準拠した成績書を提出する場合	A：農薬、機械 (含む乾燥)	(1試験) 80,000	(1試験) 120,000
		B：肥料・土壌改良剤、本畑資材、苗床資材	(1試験) 60,000	(1試験) 80,000

注1) 現物確認など専門委員の出張を伴う場合は、別途「専門委員出張旅費」を加算する。

2) 仕様以外の名称等軽微な変更の場合も変更申請書を徴する。手数料は徴収しない。

3. 産地試験委託耕作料

単位：円/10a (税抜)

種類	在来種	黄色種	バーレー種
金額	321,900	325,700	280,000